

2013年9月4日 全14頁

公債費負担からみる自治体財政の健全性

公債費負担額は逡減。負担感は一般財源等を財源とした歳出動向に依存。

金融調査部 研究員
亀井 亜希子

[要約]

- 本稿では、自治体財政の健全性を判断する上で、公債費要因に着目し、公債費負担比率と実質公債費比率の指標により分析を行った。
- 自治体の公債費の負担度合いは、平成11～21年度は、三位一体改革の一環として大規模な市町村合併が推進されたことに伴い、合併数の推移に応じて、負担が軽減する傾向がみられた。しかし、市町村合併が一巡し「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（健全化法）が施行された後の平成21～23年度においては、都市計・町村計では引き続き負担軽減の傾向にあるものの、都道府県計では負担増の傾向がみられている。
- 都道府県計・都市計・町村計ともに、平成13年度以前にみられる公債費負担比率の上昇は、公債費の負担額増加を主因としたものであったが、平成14年度以降は大きな増減は見られず、比率の増減は公債費以外の他の経費による歳出増減を主因とした相対的な変動である傾向が現れている。自治体における公債費の負担感は、公債費増減よりも、一般財源等を財源とする歳出動向に左右されているといえよう。
- 都道府県計は、平成23年度、公債費の負担の度合いが過去最高となっており、その後も上昇傾向を継続することとなるのか、経過が懸念される。現段階では健全化法で規定されている早期健全化基準には至らない水準にあるとはいえ、上昇傾向がみられる以上、何らかの対策が講じられることが望ましいであろう。

1. はじめに

地方自治体は、地域住民から徴収する税収入だけでは行政を行うに十分な財政を賄えず、国が自治体の事業コストの一部を負担するために国税の一部から財源移転させる補助金、国が個々の自治体に代わり財源を一括徴収し配賦する各種交付金、個々の自治体の財源不足額に応じて国が交付する地方交付税^a、自治体が借金として起債する地方債、も財源としながら経営を行っている。なお、本稿にて用いている財政用語については巻末の説明（a, b, c, …）を参照されたい。

平成 25 年度の地方財政計画^bでは、国家財政の悪化を受けて、地方自治体に交付される地方交付税額は前年度比 2.2%削減されることとなった¹。自治体が自らの裁量で歳出を行う際の財源となる一般財源^cの歳入総額については前年度水準維持とされているものの、行政職員の給与水準が国家公務員と比べ高額である自治体における人件費削減が財源創出の条件となるため、自治体によっては一般財源不足に陥る団体も出てくるであろう。

国から補填される財源のうち、交付金等や地方交付税は返済する必要はないが、地方債は国や地銀などからの借入であるため、債権者に元利償還金を支払わなければならない。（これに一時借入金利子を合わせて「公債費^d」と呼ぶ）。このうち元利償還金については、現行の地方自治法において、地方交付税算定において後年度の基準財政需要額^eに算入されることによって国から一部補填されることが規定されており、また臨時財政対策債^fに関しては元利償還金の返済が全額支払免除されることとなる。しかし、毎年ある一定規模で発生する公債費の歳出は主に一般財源等^gが財源として充てられ、自治体にとって財政運営を硬直化させる一大要因となっている。自治体が行う歳出のうち、特に公債費負担の観点から自治体財政の健全性について検討してみたい。

2. 地方自治体における財政健全性とは

自治体の財政運営が健全に行われているかどうかを判断するための視点として、総務省は、以下の 3 つのポイントを提示している。

「その 1 は、その財政運営が堅実であり、よく収支の均衡を保っているかどうか。その 2 は、その財政の構造が経済変動や地域社会の状態の変化にも耐えて、行政需要に対応し得るような弾力性のある状態にあるかどうか。その 3 は、住民生活の向上や、地域経済の発展に即応して、よく適正な行政水準を確保しているかどうかということである。言い換えれば、この 3 つの条件が財政運営の健全性を測定する最小限度の基準であるともいえよう。」²

これらの視点による測定を可能とする財政指標としては、その 1 は実質赤字比率^h・連結実質

¹ 総務省「平成 25 年度 地方財政計画の概要」（平成 25 年 3 月）

² 総務省「平成 22 年度 都道府県財政指数表」「平成 22 年度 類似団体別市町村財政指数表」

赤字比率ⁱ・実質収支比率^j・資金不足比率^k、その2は経常収支比率¹・公債費負担比率³・実質公債費比率³、その3は財政力指数^m・将来負担比率ⁿ、が挙げられるであろう。本稿では、その2の中でも特に公債費要因に着目し、公債費負担比率と実質公債費比率という2つの財務指標を用いながら自治体の財政健全性について分析を行うこととする。

3. 自治体の財政健全化に向けた国における取り組み

(1) 地方公共団体の財政の健全化に関する法律

まず、自治体の財政に関して、国は、どのような制度を用いて関与しているのかを概観する。

地方自治体における財政健全化を目的として制定された法律としては、平成21年4月に全面施行された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成19年法律第94号）（以下「健全化法」）がある。それ以前においては、すでに財政赤字に陥った自治体・公営企業の財政再建を目的とした法律（自治体は「地方財政再建促進特別措置法」（昭和30年法律第195号）、公営企業は「地方公営企業法」（昭和27年法律第292号））しかなかった。

健全化法では、自治体が財政赤字に陥る前に早期の段階で財政悪化を食い止めることを目的とし、財政の再生段階だけでなく財政の健全段階・早期健全化段階もカバーする法律に刷新された。具体的には、新たに、財務情報開示の徹底（毎年度、自治体に監査委員による審査や議会への報告・住民への公表等を義務化）、財政指標の整備（フローだけでなくストックにも着目し、公営企業や第三セクターの会計も対象）、自治体に自主的な改善努力の意識付け（早期健全化基準^oを設け基準以上となった地方公共団体には財政健全化計画^pの策定・外部監査要求を義務化）、国などの関与による確実な財政回復（財政再生基準^qを設け基準以上となった地方公共団体には財政再生計画^rの策定・外部監査要求を義務化）、が規定された⁴。

(2) 財政健全化のための財政指標

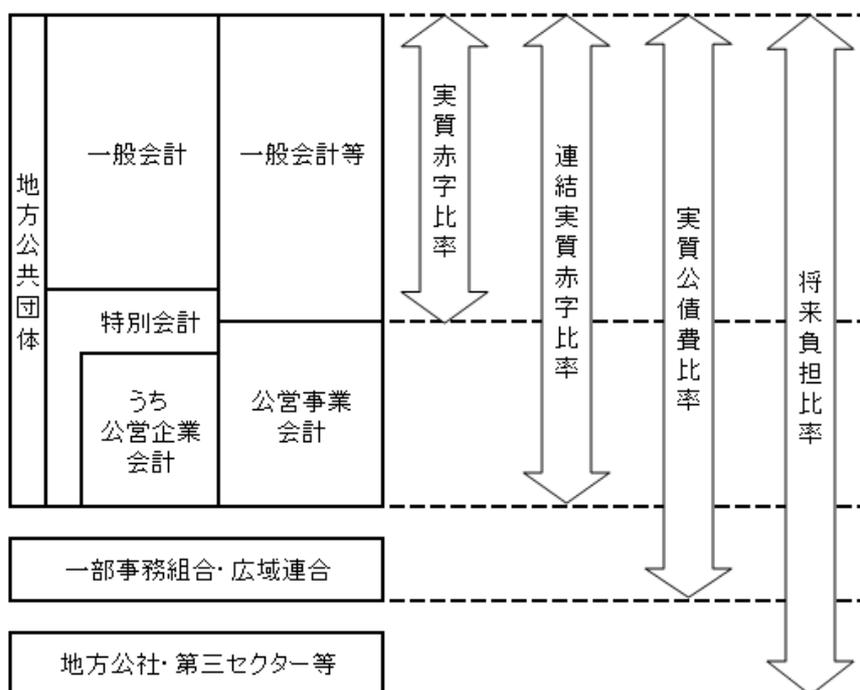
健全化法にて整備された財政指標は「健全化判断比率^s」と呼ばれ、対象とする会計範囲の違いに応じて、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率、と4つの指標が定められている（図表1）。いずれかの指標が早期健全化基準^o以上である場合には、自治体は財政健全化計画^pの策定を義務づけられ、各指標の基準を下回ることを目指すこととなる。

また、前者3指標を「再生判断比率」と呼び、いずれかの指標が財政再生基準^q以上である場合には、財政再生計画^rの策定を義務づけられ、各指標の基準を下回ることを目指すこととなる。

³ 本稿4章(1)を参照

⁴ 総務省ウェブサイト「地方公共団体の財政の健全化」を参照し記述。

図表1 健全化判断比率の対象とする会計範囲



(出所) 総務省ウェブサイト「健全化判断比率等の概要について」より大和総研作成

4. 自治体における公債費の負担度合いについて

自治体の公債費の負担度合いをみる指標としては、公債費負担比率と実質公債費比率がある。なお、健全化法において健全化判断比率の1つと定義されていることから、近年は、実質公債費比率の指標が重視される傾向にある。

(1) 公債費の負担度合いをみる指標

a. 公債費負担比率とは

公債費負担比率は、地方自治体が起債した地方債（臨時財政対策債を含む）の公債費による財政負担の度合いを判断する指標である。一般財源⁵総額（歳出額）のうち公債費^dに充当された割合であり、公債費負担比率が高いほど、一般財源に占める公債費の比率が高く財政構造の硬直化が進んでいることを表す。⁵

但し、総務省が公表する「地方財政統計年報」では、以下のように、「一般財源等^e」の歳出額を用いた算定式⁶で計算されている。

$$\text{公債費負担比率} = \text{公債費充当一般財源等} / \text{一般財源等総額} \times 100$$

⁵ 総務省「平成25年版 地方財政白書」を参照し記述。

⁶ 総務省「平成22年度 地方財政統計年報」

公債費負担比率の分子の基礎であり分母である一般財源等は、臨時財政対策債を含んでおり、また、一般財源等には普通交付税も含まれることから、国が普通交付税⁹の交付額の算定において地方債（臨時財政対策債を含む）の元利償還金に対して財源補填する金額（地方債は一部のみ、臨時財政対策債は平成 25 年度起債分まで全額）も含んでいることになる。

分子となる公債費は、地方債（臨時財政対策債を含む）の元利償還金と一時借入金利子の合計額であるが、そのうち一般財源等を財源として支払われる金額のみを表す。普通交付税として地方債（臨時財政対策債を含む）の元利償還金部分に対して財源補填される金額分も含まれる。

b. 実質公債費比率とは

実質公債費比率は、地方自治体が起債した地方債に係る公債費だけでなく、公営企業債や組合が起債した地方債に係る公債費に対する負担部分も含めて、自治体の財政負担の度合いを判断する指標である。地方債の元利償還金（繰上償還等を除く）や公営企業債に対する繰出金⁷などの公債費に準ずるものを含めた実質的な公債費相当額から、これに充当された特定財源⁸及び一般財源のうち普通交付税の算定において基準財政需要額⁹に算入されたものを除いたものが、標準財政規模¹⁰（普通交付税の算定において基準財政需要額に算入された公債費等を除く）に対し、どの程度の割合となっているかをみるものである⁷。

実質公債費比率とは、以下の算定式⁸で計算される。

$$\text{実質公債費比率（3 ヶ年平均）} = \{(A + B) - (C + D)\} / (E - D)^9 \times 100$$

A = 地方債（臨時財政対策債含む）の元利償還金、B = 準元利償還金¹¹、

C = 元利償還金・準元利償還金に充当する特定財源⁸、

D = 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額⁹、E = 標準財政規模¹⁰

なお、Cは、特定財源の歳入額から一般財源等の財源への振替額等を除いた金額である歳出額のうち、公債費の支払いとして歳出される金額を表す。Dは、元利償還金と準元利償還金を支払うための財源について、国が自治体に対して交付する普通交付税の一部として含まれている補填額（地方債と公営企業債は一部のみ、臨時財政対策債は平成 25 年度起債分まで全額）を表している。

実質公債費比率の分子は、地方債の元利償還金と準元利償還金のうち一般財源等を財源として支払われる金額（普通交付税により国が財源補填する金額分を除く）を表す。

⁷ 総務省「平成 25 年版 地方財政白書」

⁸ 総務省「平成 22 年度 地方財政統計年報」

⁹ 平成 20 年度以前は、地方財政統計年報において、実質公債費比率の分母は（E + 臨時財政対策債発行可能額 - D）との表記がされているが、これは、平成 20 年度以前の標準財政規模の定義は「標準税収入額等に普通交付税を加算した額」になっており、臨時財政対策債発行可能額が含まれていなかったことによる。表記方法が変更になったのみで、算定式の内容は平成 20 年度以前も 21 年度以降も同じである。

分母は、臨時財政対策債発行可能額を含み、標準財政規模に含まれる普通交付税の金額は、公債費以外の財源不足分への補填額に限定されることになる。

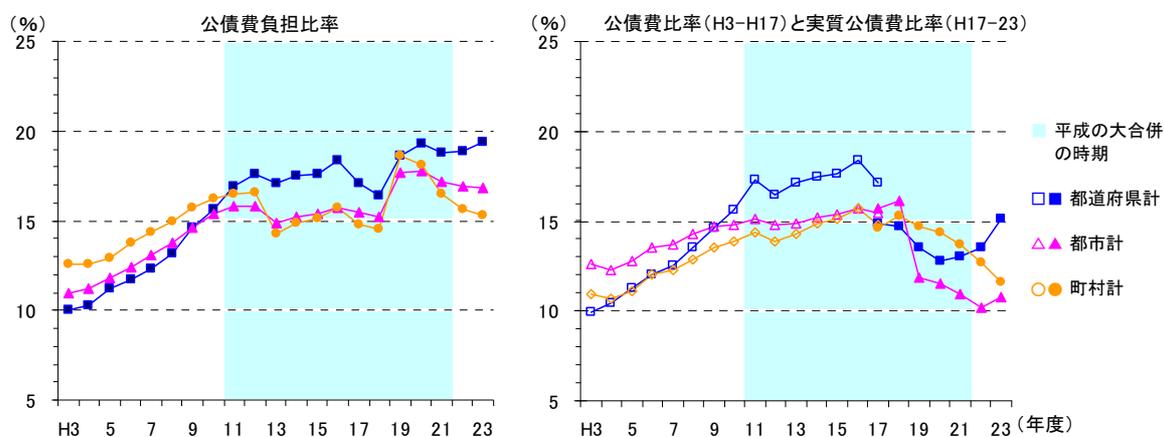
(2) 自治体における公債費負担度合いの推移

過去20年間の地方自治体における公債費負担比率と実質公債費比率の推移を表したものが図表2である。都市計と町村計は負担軽減の傾向にあるのに対し、都道府県計は負担増の傾向にあるといえる。

a. 公債費負担比率の推移

公債費負担比率でみると、都道府県計、都市計、町村計、の全てにおいて比率は上昇し、公債費の負担は増加傾向にあったものの、都市計・町村計では平成11年度からは比率の上昇が鈍化傾向となり、都市計・町村計は、平成13年度に急激な低下をみせ、18年度までは低水準で推移する傾向にあった。都道府県計も平成11年度以降は比率の鈍化傾向をみせ平成16年度まで上昇傾向にあったが、平成17・18年度には低下をみせた(図表2)。

図表2 公債費負担比率と実質公債費比率の20年間の推移



(注1) 各計は、加重平均データである。

(注2) 平成3~15年度は平成10~22年度年報掲載データ、平成16~23年度は平成23年度年報掲載データ、を使用した。なお、平成13年度は平成20年度における遡及データ、平成14年度は平成21年度における遡及データ、平成15年度は平成22年度における遡及データ、平成16~18年度は平成23年度における遡及データとなっている。

(注3) 公債費比率は本文中の実質公債費比率の算定式に使用されている記号で表すと $\{A - (C + D)\} / (E - D) \times 100$ にて算定される。実質公債費比率の公表以前は、分子に準元利償還金を含まない公債費比率が公表されていた。

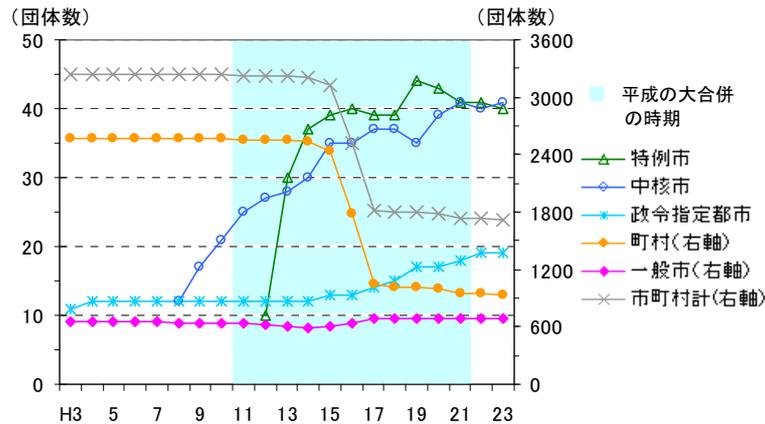
(注4) 公債費比率は白抜きにて示した。

(注5) 平成11~21年度は、市町村合併が推進された時期である。平成の大合併と呼ばれる。

(注6) 都市計は、政令指定都市、中核市、特例市、一般市である。

(出所) 平成10~23年度の総務省「地方財政統計年報」より大和総研作成

図表3 市町村数の20年間の推移



(注1) 平成11～21年度は、市町村合併が推進された時期である。平成の大合併と呼ばれる。

(注2) 市町村計は、政令指定都市、中核市(平成8年度～)、特例市(平成12年度～)、一般市、町村、の合計である。

(出所) 平成25・17・14年版の総務省「地方財政白書」より大和総研作成

これは、平成11～21年度¹⁰において、総務省主導の三位一体改革の一環として、市町村合併が推進されていたことによる影響とみられるだろう(図表3)。市町村において合併が進んだ背景としては、17年度末までに合併した市町村に対しては、合併特例債¹¹による自治体の公債費負担軽減や、合併算定替¹²による普通交付税の増額など、各種の財政上の優遇措置¹³が講じられ、実質的な地方交付税の増額に相当する手厚いインセンティブが付与されていたことにある¹⁴。平成18年度以降はインセンティブが軽減されたものの、平成21年度まで続いた。

その結果、平成11年度以降、市町村は合併により大規模化が進み、政令指定都市・中核市・特例市の団体数が急増するとともに町村は約1500団体消滅することとなった。特にインセンティブの期限が近づく平成16・17年度においては急激な合併が進み、規模の経済による財政効率化とともに、合併に伴う財政支援措置により市町村の多くで、一般財源等が増額したことから、平成17・18年度の都市計・町村計の公債費負担比率は低下することとなった(図表2)。合併

¹⁰ 平成22年度に現行合併特例法¹⁵が改正され期間延長がなされたが、自主的に合併を選択する市町村を支援するためであり、全国的な合併推進は平成11～21年度で一区切りしたとされている。(出所：総務省「市町村の合併の特例等に関する法律の一部を改正する法律の概要」)

¹¹ 合併に伴う事業に対して合併後5年間(現行合併特例法では10年間に延長、現行合併特例法の改正では15年間に延長・東日本大震災で被災した自治体は20年間)において起債が認められ、元利償還金の7割を後年度において国が財源補填するものである。

¹² 合併後の市町村は、財政の効率化により財源不足が縮小するが、合併後5年間(現行合併特例法では10年間に延長)は、合併前の市町村の財源不足額の合計を用いて算定した普通交付税が配分される措置がとられた。合併後の市町村の財源不足額を用いて算定された普通交付税額よりも多くの金額を交付することになり、自治体にとっては実質的な普通交付税の増額となる。

¹³ 合併特例債、合併算定替という普通交付税による財政措置のほか、以下のような経費に対して特別交付税^aによる財政措置がとられた。①合併直後の臨時的経費(行政の一体化に要する経費、行政水準・住民負担水準・住民負担水準の格差是正に要する経費)、②合併関係市町村間の公債費負担の格差に係る利子又は地方債の繰上償還に伴う補償金、③合併準備経費(合併市町村基本計画の策定、合併協議会開催経費、合併協議会広報誌作成経費等)、④合併移行経費(電算システムの統合経費、交通標識・各種看板の書き換え経費等)、など。

(出所：総務省「市町村合併に係る地方財政措置について」平成22年4月23日)

¹⁴ 平成11～17年度における市町村合併は「市町村の合併の特例に関する法律」(旧合併特例法)に基づき推進された。(出所：総務省「『平成の合併』について」)

していない町村の集合体となる町村計の公債費負担比率が低下しているのは、早期に合併を進めた町村の多くは財政が厳しい団体であり、それらの団体が町村から外れ都市に昇格または統合されていったことで、比率が改善したと思われる。都道府県においては、施策の対象外ではあったが、おおむね都市計・町村計と同様な比率低下の傾向を見せている。都道府県計における平成 17・18 年度の公債費負担比率の低下は、市町村同士の合併が進み市町村数が大幅に減少した時期（平成 16・17 年度）に対応したものとなっている（図表 2、図表 3）。都道府県は、市町村に対して財源を補助する役割も担っていることから、市町村の多くが合併による財政効率化と財政支援措置を享受したことにより、市町村に対する財源補助の負担が軽くなったことが推測され、公債費負担比率の低下に寄与したものとみられる。

市町村合併が落ち着きをみせた平成 19 年度は、いったん比率が上昇したが、再度、平成 20・21 年度には現行合併特例法¹⁵の期限前による駆け込み需要が生じたことから、平成 21・22 年度と比率の低下がみられた（図表 2）。このように公債費負担比率の増減が生じているのは、合併前後であり、地方交付税の積み増しがされる団体数の変化が影響しているものと思われる。

なお、市町村合併前後にみられた公債費負担比率の変化要因をみてみると（図表 4）、平成 13～18 年度は公表データの遡及がなされていないため傾向のみの把握となるが、都道府県・市町村ともに、平成 13 年度以前は、公債費の支払い増加により公債費の負担が増加傾向に向かっていたのに対し、平成 14 年度以降は、一般財源等を用いた歳出のうち公債費による歳出は横ばいまたは減少となり寄与度は低くなっている傾向がみられ、他の経費による歳出増減を要因として相対的に公債費負担比率が増減しているという傾向が現れている。自治体における公債費の負担感は、一般財源等の財源を用いる歳出動向に左右されているといえよう。一般財源等の財源を用いて歳出する必要がある経費が増加すれば、公債費自体は減少傾向にあっても負担感は増すこととなる。

都市計と町村計の公債費負担比率は、合併が一巡した平成 22 年度以降も低下傾向を続けているが、都道府県計においては上昇傾向がみられる。公債費について一般財源等を財源とした歳出額は大きく増減していないが、公債費以外の経費の増減を要因とした、その後の比率の経過が懸念される。自治体の公債費の負担度合いは、都市計・町村計と、都道府県計とで異なる傾向で推移している。

b. 実質公債費比率の推移

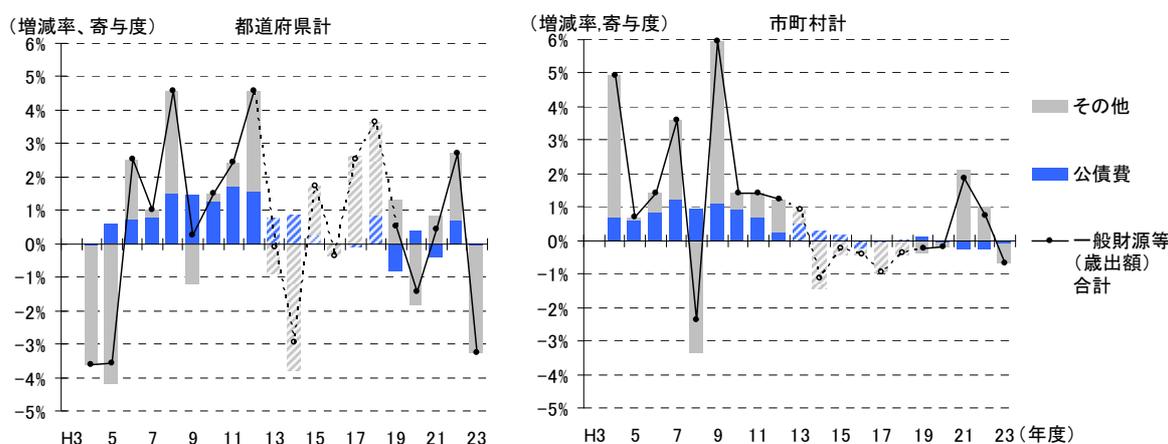
実質公債費比率でみると、公債費負担の度合いは、いずれの自治体も平成 17 年度をピークとして低下に向かっている（図表 2）。これも、公債費負担比率にみられる傾向と同様に市町村合併の影響であろう。なお、自治体による実質公債費比率の公表は平成 17 年度以降であること

¹⁵ 平成 18～21 年度における市町村合併は「市町村の合併の特例等に関する法律」（現行合併特例法）に基づき、国と都道府県の積極的な関与により推進された。平成 18 年度以降の合併特例債起債については財政支援措置は基本的に廃止（配慮規定はあり）、合併算定替の特例期間は 10 年から段階的に 5 年に短縮、その他の特例措置は存続、合併特例区（住民自治の強化の観点から旧市町村単位で合併後 5 年以下設置できる区）等の新設、とされた。（出所：総務省「『平成の合併』について」）

から、平成 16 年度以前の公債費の負担度合いについては、類似の概念である公債費比率³⁾でみると、公債費の負担度合いは公債費負担比率と同様に上昇傾向にあったことが推測される。平成 19・20 年度は低下傾向となっており、公債費負担比率とは異なる傾向であるが、その他の年度は、おおむね同じ傾向がみてとれる。

都道府県計において平成 22 年度以降は実質公債費負担比率の上昇傾向がみられるものの、都道府県・市町村ともに平均値は、地方債起債に一定の制限がかかる目安とされる早期健全化基準である 25%を大きく下回っており、数値の上では、全体的には自治体の公債費負担は問題のない水準であるといえよう。

図表 4 一般財源等を用いた歳出増減の要因分析



(注 1) 各年度は、当年度の年報掲載のデータである。

(注 2) 平成 13～18 年度は、公債費負担比率が後年度において遡及されているのに対し、算定の内訳項目となる各種データの遡及データは公表されていない。当年度公表のデータを網掛け・点線にて参考表示した。

(出所) 平成 3～23 年度の総務省「地方財政統計年報」より大和総研作成

5. おわりに

本稿では、自治体における公債費の負担度合いの推移について概観した。平成 11～21 年度は、三位一体改革の一環として大規模な市町村合併が推進されたことに伴い、合併数の推移に応じて、負担が軽減する傾向がみられた。しかし、全国的な市町村合併が一巡し健全化法が施行された後の平成 22 年度以降においては、都市計・町村計では引き続き負担軽減の傾向にあるものの、都道府県計では負担増の傾向がみられる。自治体の財政を公債費負担の観点からみた場合、市町村は健全な方向へ、都道府県は不健全な方向へ、向かう兆候があるといえるだろう。特に平成 23 年度、都道府県計の公債費の負担の度合いは過去最高となり、今後も上昇傾向を継続することとなるのか、経過が懸念される。現段階では健全化法における早期健全化基準には至らない水準であるとはいえ、上昇傾向がみられる以上、何らかの対策が講じられることが望ましいであろう。

<用語の説明>

a. 地方交付税

地方公共団体の自主性を損なわずに、地方財源の均衡化を図り、かつ地方行政の計画的な運営を保障するために、国税のうち、所得税、法人税、酒税、消費税及びたばこ税のそれぞれ一定割合の額を、国が地方公共団体に対して交付する税。地方交付税には、普通交付税と災害等特別の事情に応じて交付する特別交付税がある。普通交付税は、基準財政需要額が基準財政収入額を超える地方公共団体に対して、その差額（財源不足額）を基本として交付される。（出所：総務省「平成 25 年版 地方財政白書」）

b. 地方財政計画

内閣が作成する、翌年度の地方公共団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類のこと。地方財政計画には、（1）地方交付税制度とのかかわりにおける地方財源の保障を行う、（2）地方財政と国家財政・国民経済等との調整を行う、（3）個々の地方公共団体の行財政運営の指針となる、という役割がある。（出所：総務省「平成 25 年版 地方財政白書」）

c. 一般財源

地方税、地方譲与税、地方特例交付金及び地方交付税の合計額。なお、これらのほか、都道府県においては、市町村から都道府県が交付を受ける市町村たばこ税都道府県交付金、市町村においては、都道府県から市町村が交付を受ける利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金及び軽油引取税交付金（政令指定都市のみ）を加算した額をいうが、これらの交付金は、地方財政の純計額においては、都道府県と市町村との間の重複額として控除される。（出所：総務省「平成 25 年版 地方財政白書」）

d. 公債費

地方公共団体が発行した地方債の元利償還等に要する経費。なお、性質別歳出における公債費が地方債の元利償還金及び一時借入金利子に限定されるのに対し、目的別歳出における公債費については、元利償還等に要する経費のほか、地方債の発行手数料や割引料等の事務経費も含まれる。（出所：総務省「平成 25 年版 地方財政白書」） *本稿で用いる「公債費」は、性質別歳出における公債費（地方債の元利償還金及び一時借入金利子）を表す。

e. 基準財政需要額

基準財政需要額とは、普通交付税の算定基礎となるもので、各地方公共団体が、合理的かつ妥当な水準における行政を行い、又は施設を維持するための財政需要を算定するものであり、行政項目ごとに、次の算式により算出される。

単位費用（測定単位 1 当たり費用）×測定単位（人口・面積等）×補正係数（寒冷補正等）

単位費用とは、標準的団体（人口、面積、行政規模が道府県や市町村の中で平均的で、積雪地帯や離島等、自然的条件や地理的条件等が特異でない団体）が合理的、かつ妥当な水準にお

いて地方行政を行う場合等の一般財源所要額を、測定単位 1 単位当たりで示したものの。

測定単位とは、道府県や市町村の行政項目（河川費や農業行政費等）ごとにその量を測定する単位。例えば、河川費においては河川の延長が用いられる。

補正係数とは、全ての道府県や市町村に費目ごとに同一の単位費用が用いられるが、実際には自然的・地理的・社会的条件の違いによって差があるので、これらの行政経費の差を反映させるため、その差の生ずる理由ごとに測定単位の数値を割り増し又は割り落とししている。これが測定単位の数値の補正であり、補正に用いる乗率を補正係数という。

（出所：総務省「平成 25 年版 地方財政白書」）

f. 臨時財政対策債

地方一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充てられる地方財政法第 5 条の特例として発行される地方債。平成 13～25 年度の間において、通常収支の財源不足額のうち、財源対策債等を除いた額を国と地方で折半し、国負担分は一般会計から交付税特別会計への繰入による加算（臨時財政対策加算）、地方負担分は臨時財政対策債により補填することとされている。（出所：総務省「平成 25 年版 地方財政白書」）

g. 一般財源等

一般財源等とは、一般財源のほか、一般財源と同様に財源の用途が特定されず、どのような経費にも使用できる財源を合わせたもの。目的が特定されていない寄附金や売却目的が具体的事業に特定されない財産収入等のほか、臨時財政対策債等が含まれる。（出所：総務省「平成 25 年版 地方財政白書」）

- * 歳入額でみるか歳出額でみるかによって定義が異なり、上記の、特定財源の一部も一般財源等を含むとする説明は、歳出額の定義である。
- * 地方財政統計年報において「一般財源等」の歳入額は、次のような項目で算定されている。都道府県においては、一般財源に、国有提供施設等所在市町村助成交付金、交通安全対策特別交付金、を加えたものである。市町村においては、一般財源に、特別地方消費税交付金、国有提供施設等所在市町村助成交付金、特別区財政調整交付金、都道府県支出金、交通安全対策特別交付金、を加えたものである。

h. 実質赤字比率

当該地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模（地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源の規模を示すもの）に対する比率。福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえる。（出所：総務省「平成 25 年版 地方財政白書」）

i. 連結実質赤字比率

公営企業会計を含む当該地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額及び資金の不足額の標準財政規模に対する比率。全ての会計の赤字と黒字を合算して、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえる。（出所：総務省「平成 25 年版 地方財政白書」）

j. 実質収支比率

実質収支の標準財政規模（臨時財政対策債発行可能額を含む。）に対する割合。実質収支比率が正数の場合は実質収支の黒字、負数の場合は赤字を示す。（出所：総務省「平成 25 年版 地方財政白書」）

k. 資金不足比率

当該地方公共団体の公営企業会計ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率。公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示す指標ともいえる。（出所：総務省「平成 25 年版 地方財政白書」）

1. 経常収支比率

地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標で、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に充当された一般財源の額が、地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）、減収補填債特例分及び臨時財政対策債の合計額に占める割合である。この指標は経常的経費に経常一般財源収入がどの程度充当されているかを見るものであり、比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいることを表す。（出所：総務省「平成 25 年版 地方財政白書」）

m. 財政力指数

地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去 3 年間の平均値。財政力指数が高いほど、普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえる。（出所：総務省「平成 25 年版 地方財政白書」）

n. 将来負担比率

地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率。地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえる。（出所：総務省「平成 25 年版 地方財政白書」）

o. 早期健全化基準

地方公共団体が、財政収支が不均衡な状況その他の財政状況が悪化した状況において、自主的かつ計画的にその財政の健全化を図るべき基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率、

実質公債費比率及び将来負担比率のそれぞれについて定められた数値。（出所：総務省「平成 25 年版 地方財政白書」）

- * 実質赤字比率は都 5.76%・道府県 3.75%・市区町村（財政規模に応じ）11.25～15%、連結実質赤字比率は都 10.76%・道府県 8.75%・市区町村（財政規模に応じ）16.25～20%、実質公債費比率は都道府県・市区町村ともに 25%、将来負担比率は都道府県と政令指定都市 400%・市区町村 350%である。（出所：総務省「平成 23 年度 都道府県決算状況調」）

p. 財政健全化計画

財政健全化計画とは、健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上である地方公共団体において、全ての健全化判断比率について最小限度の期間内に早期健全化基準未滿とすること（実質赤字額がある場合は歳入と歳出との均衡を実質的に回復すること）を目標として定める計画をいう。（出所：総務省「平成 25 年版 地方財政白書」）

q. 財政再生基準

地方公共団体が、財政収支の著しい不均衡その他の財政状況の著しい悪化により自主的な財政の健全化を図ることが困難な状況において、計画的にその財政の再生を図るべき基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び実質公債費比率のそれぞれについて、早期健全化基準を超えるものとして定められた数値。（出所：総務省「平成 25 年版 地方財政白書」）

- * 実質赤字比率は都 9.01%・道府県 5%・市区町村 20%、連結実質赤字比率は都 19.01%・道府県 15%・市区町村 30%、実質公債費比率は都道府県・市区町村ともに 35%である。（出所：総務省「平成 23 年度 都道府県決算状況調」）

r. 財政再生計画

健全化判断比率のうちの将来負担比率を除いた 3 つの指標のいずれかが財政再生基準以上である地方公共団体において、全ての健全化判断比率について最小限度の期間内に早期健全化基準未滿とすること（実質赤字額がある場合は歳入と歳出との均衡を実質的に回復すること）及び当該団体が再生振替特例債（地方公共団体財政健全化法第 12 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債）を発行している場合は再生振替特例債の償還を完了することを目標として定める計画をいう。（出所：総務省「平成 25 年版 地方財政白書」）

s. 健全化判断比率

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の 4 つの財政指標の総称。地方公共団体は、この健全化判断比率のいずれかが一定基準以上となった場合には、財政健全化計画又は財政再生計画を策定し、財政の健全化を図らなければならない。健全化判断比率は、財政の早期健全化等の必要性を判断するものであるとともに、他団体と比較することなどにより、当該団体の財政状況を客観的に表す意義を持つ。（出所：総務省「平成 25 年版 地方財政白書」）

t. 繰出金

性質別歳出の一分類で、普通会計と公営事業会計との間又は特別会計相互間において支出される経費。また、基金に対する支出のうち、定額の資金を運用するためのものも繰出金に含まれる。なお、法非適用の公営企業に対する繰出も含まれる。（出所：総務省「平成 25 年版 地方財政白書」）

u. 特定財源

「一般財源等」と「特定財源」の区分は、地方財政状況調査表の第 7 表～第 13 表「歳出内訳及び財源内訳」における財源区分と同様であり、特定財源はおおむね次のとおりである。国庫支出金、地方債、分担金及び負担金、寄附金、財産収入、繰入金、諸収入、繰越金等。（出所：総務省「都道府県財政指数表」）

v. 標準財政規模

地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税を加算した額。なお、地方財政法施行令附則第 11 条第 2 項の規定により、臨時財政対策債（地方一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充てられる地方財政法第 5 条の特例として発行される地方債）の発行可能額についても含まれる。（出所：総務省「平成 25 年版 地方財政白書」）

- * 平成 20 年度以前の定義では、臨時財政対策債発行可能額は含まれていなかった。地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税を加算した額、とされていた。（出所：総務省「平成 22 年版 地方財政白書」）
- * 標準税収入額とは、都道府県は、地方税（法定外普通税、法定外目的税、狩猟税を除く）、地方譲与税、都道府県交付金、地方特例交付金、交通安全対策特別交付金である。市町村は、地方税（法定外普通税、法定外目的税、入湯税、都市計画税、水利地益税、を除く）、地方譲与税、税交付金（利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金、軽油引取税交付金）、市町村交付金、地方特例交付金、交通安全対策特別交付金である。（出所：総務省「基準財政収入額」「平成 23 年度 都道府県決算状況調」）

w. 準元利償還金

次の 5 つの内容を含む。①満期一括償還地方債について、償還期間を 30 年とする元金均等年賦償還とした場合における 1 年当たりの元金償還金相当額、②一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの、③組合・地方開発事業団（組合等）への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの、④債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの、⑤一時借入金の利子。（出所：総務省「平成 22 年度 地方財政統計年報」）